

地方創生2.0基本構想

(令和7年6月13日閣議決定) (抜粋)

第3章 地方創生2.0の起動

3. 政策の5本柱

「1. 目指す姿」で掲げた「新しい日本・楽しい日本」を創り出していくため、「2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点」を十分に踏まえつつ、以下の5本柱により、地方創生2.0を力強く展開していく。

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

日本中いかなる場所も、安心して働き、暮らせる地域とするため、若者や女性にも選ばれるような地方となるための社会変革・意識改革や、魅力ある働き方・職場づくり、人づくりを進める。

また、人口が減少しても、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための将来を見据えた地域の拠点づくりや、交通・医療・介護・子育てなど生活必需サービスの維持・確保、意欲と能力のある「民」の力をいかした人を惹（ひ）きつけるまちづくりを始めとする官民連携の推進、災害から地方を守るための防災力強化などを図る。

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

①若者や女性にも選ばれる地方となるための社会変革・意識変革

i. 地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革

若者や女性の転出行動に影響を与えている職場の重要性を踏まえ、地域の働き方・職場改革を起点として、地域社会の変革に取り組んでいく。

公募した取組意欲ある68の地方公共団体（24県、44市町村。以下「取組参加自治体」という。）と各府省庁横断のサポートメンバーで「地域働き方・職場改革ネットワーク」を形成し、「若者や女性にも選ばれる地方」に向けた地域働き方・職場改革の取組を始動する。今後3～5年程度、これら取組参加自治体相互の経験・知見を共有し連携しながら、成果・成功体験の蓄積を進め、全国的な波及を目指していく。

地域の働き方・職場改革においては、「働きがい」のある職場（＝将来ある若者や女性が、自分たちの能力がいかされ、成長でき、希望するキャリアを実現できると感じられる職場）、また、「働きやすさ」のある職場（＝将来において結婚・出産等のライフイベントがあった際にも、「共働き・共育て」の時代にふさわしく、男女共に柔軟な働き方ができる職場）を目指し、アンコンシャス・バイアスやそこから派生するものを含めた「働き方の課題」等への対応を進める。

その際、都道府県労働局において、取組参加自治体に対して、参加企業等の掘り起こしやイベントの共催等を通じた支援を行う。また、働き方改革推進支援センター²⁶において、改革を進めようとする個々の職場に対して、労務管理の専門家による無料コンサルティングの提供等により課題解決を支援する。

【当面の目標：68地方公共団体で先行実施】

26. 中小企業・小規模事業者等の働き方改革の取組を支援することを目的として47都道府県に設置されている組織。

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

①若者や女性にも選ばれる地方となるための社会変革・意識変革

ii. 地域共同での若者育成・職場情報の発信強化

1 社単位では若手社員の数が少数となる地域において、企業横断的に地域共同で行う若手社員の育成や仲間づくりの支援などを進める。また、就職・転職の機会に、地域の魅力ある職場が若者や女性の具体的選択肢に挙がるよう、公的媒体である職場情報総合サイトへの情報集約や、民間サイトとの連携等により、地域全体で職場情報の発信を強化する取組を進める。

②魅力ある働き方・職場の創出

iii. 地方公共団体の働き方・職場改革の推進

地域の中の主要な職場の一つである地方公共団体自身の働き方・職場改革を推進する。副業・兼業を希望する職員の環境整備に加え、地方公務員全体の約2割を占める会計年度任用職員を含めた「働きがい」と「働きやすさ」の確保に向けて、これまでの法改正等を踏まえ適正な処遇の確保・改善に取り組むとともに、職務経験等を考慮した適切な給与水準の決定や、能力実証を経た会計年度任用職員の常勤化の普及促進を図る。

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

地域における多様性はその活力の源泉であり、「新しい・楽しい」地方を生み出す原動力である。年齢、性別、国籍や民族、障害の有無等にかかわらず、多様な人々が活躍してこそ、地方はその魅力を発揮できる。そうした多様な人々一人一人が住みたいと感じる地域の実現に向けて、必要な施策を講じていく。

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32. 制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33. 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

⑥交通・医療・介護・子育てなど生活必需サービスの維持・確保

ii. 地域の医療提供体制の維持・確保

中山間・人口減少地域を含め全ての地域・全ての世代の患者が、適切に医療を受けながら生活し、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築していくことを目指す。

そのため、2040年頃を見据え、新たな地域医療構想において、入院医療だけではなく外来・在宅医療、介護との連携等を対象範囲に追加し、中山間・人口減少地域においても、地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制を構築するとともに、医師偏在対策として、医師不足地域への支援策を強化する。あわせて、臨床実習に専念できる環境の整備や、大学・大学病院での医学教育や卒後の研修など医師養成過程を通じ総合的な診療能力を有する人材養成を促進する。また、中山間・人口減少地域における移動時間や担い手不足等の課題を踏まえ、医療M a a S、郵便局等を活用したオンライン診療を始めとして、患者が看護師等といる場合のオンライン診療（D to P with N）の積極的な活用を含めたオンライン診療や訪問看護の推進を図るとともに、妊娠期から産後における健診・分べん、へき地医療等のアクセス確保策に取り組む。

また、全国規模で実施している医療D X等についても、地域において実施可能な体制構築を進める。さらに、地域の特性に応じた移植医療体制の構築を進める。

iii. 地域の介護・福祉サービス等の維持・確保

人口が減少する地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制の構築に向け、中山間・人口減少地域において、介護・福祉サービス提供体制の維持・確保をするために、人員配置基準等の弾力化や介護報酬の中で包括的な評価の仕組みを設けるなどの柔軟な対応を検討する。あわせて、特別養護老人ホーム等が小規模事業所と連携して地域における介護サービスを維持・確保すること等、複数事業者の連携・協働化を推進する。

また、中山間・人口減少地域においては、こどもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、介護予防を主軸とした多機能なサポート拠点の整備が重要である。地域共生社会の構築にも結び付く、こうした多機能の拠点の整備の推進について検討を進め、必要な措置を講ずる。

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

⑥交通・医療・介護・子育てなど生活必需サービスの維持・確保

iv. 若者・子育て世帯に寄り添った結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援

こども・若者が様々な事業や審議会等へ参画し、その意見が地域のまちづくりに反映されるよう好事例の普遍化に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者等と連携し、若者が結婚、妊娠・出産、子育てを含むライフデザイン（将来設計）を描く機会を提供する。

また、地域全体で子育て世帯に選ばれる地方を構築する従来の子育て支援に加え、周産期から産後における健診・分べん等のアクセス確保、保育機能を中心とした総合拠点の整備やこどもの居場所づくり、悩みを抱えるこどもの見守りに取り組む。あわせて、地域コミュニティの希薄化や児童福祉・こども若者支援人材不足への対応、里親、社会的養護経験者、ひとり親、医療的ケア児など多様なニーズに即した地域の創意工夫を活用したサービスの提供を図る。

⑦将来を考えたまちづくり

i. 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版CCRC）2.0の展開

誰もが安心して暮らせる地域コミュニティと日常生活サービスを維持するため、「生涯活躍のまち」（日本版CCRC³⁸）を進化させる。

このため、小規模であっても年齢や障害の有無を問わず様々な人々が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場（小規模・地域共生ホーム型CCRC）の整備を進める。

具体的には、老朽化した特別養護老人ホーム・老健施設等や病床削減に伴う医療機関の一部などを転換・活用し、シェアハウスやグループホーム等の居住機能と地域交流の機能を備えた施設の整備を支援する。

さらには、これらの施設を中心とした農業、教育、スポーツなど地域のまちづくりと連携した多様な取組を支援する。地域の特性に合わせた導入の拡大のため、省庁横断的な「「生涯活躍のまち」（日本版CCRC）2.0検討チーム」を立ち上げ、関係府省庁が連携して制度・運用の見直しや先進事例等の周知等を行い、誰もが居場所と役割を持つ全世代・全員活躍型の「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを実現する。

【当面の目標：3年後に、全国で100か所小規模・地域共生ホーム型CCRCの展開を目指す】

38. Continuing Care Retirement Communityの略。都会の中高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体として当初創設された。その後、移住者や関係人口と地元住民双方を対象とした「誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくり」推進へと発展し、若者、女性、高齢者、障害者、こどもなど誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくりとして、「交流・居場所」、「活躍・仕事」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」という視点で分野横断的・一体的に取り組まれている。